

令和7年2月3日

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(香)委員	今般、令和7年度に向けた入札契約制度の見直し案が示されたが、県内には戦略的に事業者が従業員の健康経営を目指した健康づくりの取り組みを加点のポイントにしている市町村があることから、県も率先して健康づくりの取り組みを支援するため、加点のポイントに位置付けるべきと考えるがどうか。
建設技術・DX 推進主幹	入札契約制度については、毎年不断の見直しを行っていることから、他県や県内市町村の取組状況を確認していく。
伊藤(香)委員	先日、埼玉県八潮市において下水道管の老朽化が原因とされる道路陥没事故が発生し、その影響の大きさに驚いている。 本県における下水道管の更新に当たっては予算やマンパワーの都合もあり、一気に更新することは難しいことは承知しているものの、改めて県内の下水道管の状況について県・市町村管理を問わず把握していく必要があると考える。 国土交通省では、本県における腐食の恐れが高い下水道管の長さは全国で18番目に長い約70kmと公表している。下水道管の状況調査については、地中レーダーで調査可能な範囲が地表から1.5～2.0mの深さまでであり、10mも下にある下水道管はレーダーに反応しないため、技術的な側面から調査が困難な部分もあると思われるが、県内における下水道管の老朽化の状況はどうか。
下水道課長	埼玉県の事故は、深さ約10m、管径約4.75mの下水道管の腐食によって損傷したことが原因と考えられている。 山形県内の流域下水道は4処理区あり、最も大きい山形処理区の人口規模は約24万人、処理量は1日8万6,000t、最大の管径が2.2mである。 山形処理区の管の延長が53.4km、村山処理区が43.1km、置賜処理区が21.7km、庄内処理区が44.3km、合計で162.5kmの下水管を県流域下水道で管理しており、各処理区の処理開始からの経過年数は、村山処理区が昭和62年7月から供用し37年、置賜処理区は62年10月から37年、山形処理区は平成4年2月から32年、庄内処理区は11年3月から25年が経過しているが、いずれの処理区においても、管の老朽化の目安である50年には達していない。 下水道管は定期的に点検を行っており、毎月、管路が敷設されている路面にひび割れ等の異常がないかを職員が巡視点検している。 また、毎年1回マンホール点検として、マンホールの中に入り、マンホール内部とマンホール蓋に腐食等の異常がないかを点検している。 加えて管路内部については、総延長162.5kmを10年に1回、回ることができるペースでカメラによる調査を行っており、さらに腐食を進める硫化水素が発生しやすい箇所や腐食が見られる箇所については調査頻度を上げて5年に1回程度のペースで調査している。
伊藤(香)委員	老朽化の目安である50年に対して、最も古い村山処理区・置賜処理区でも37年ということだが、10年に1回の管路内部の点検で足りるのか疑問であり、今の総延長に対して10年に1回のペースが最大ということであれば、点検能力を向上させていく必要があるのではないか。

発 言 者	発 言 要 旨
	また、下水と雨水が一緒に流れる箇所もあり、雨が降る度に増水によって床下浸水が発生するエリアもあることから、そのような箇所も確認してほしい。 市町村管理の下水道に対する支援等の実施状況はどうか。
下水道課長	市町村管理の公共下水道において腐食が見られる箇所等については、市町村が指針に基づいて点検を行っており、県では聞き取り調査等によってデータとして整理している。なお、現時点で支援等は実施していない。
伊藤(香)委員	陥没等が発生する際は、道路の隆起やひび割れ等の予兆があるとの報道があることから、点検を行う際は職員による現場確認はもちろんのこと、他の自治体では日常的に道路を使用している住民が異変を感じた際に連絡・情報集約できるアプリを活用している事例もあることから、本県で陥没事故が発生しないよう対策してほしい。
高橋(弓)委員	国土交通省の発表によると、耐用年数である 50 年を経過した管路延長は全体の 7 %であり、10 年後には 19%、20 年後には 40%に増加するとされており、大きな問題と捉えている。 雨水と下水は分けて流す分離式が主流であるものの、一緒に流す合流式もまだ残っていると聞いているが、本県における合流式の管路の延長はどうか。
下水道課長	公共下水道において合流式で処理している下水があり、酒田市は合流式と聞いているが、延長については把握していない。
高橋(弓)委員	合流式の場合、それだけ流れる水の量が多く、点検も難しくなると聞いており、解消に向けて今後検討していく必要があることから、ストックマネジメント計画を立てた上で、事後保全ではなく予防保全に取り組んでいくことが重要である。 国土交通省によると、令和 4 年において管路施設が起因する道路陥没件数は 2,600 件発生しているが本県における陥没事例はどうか。
下水道課長	近年において流域下水道が原因となる陥没事故は発生していない。なお、公共下水道については把握していない。
高橋(弓)委員	下水道に起因した事故は、地震関連のものもあるが、全国的な事例としてはそれ以外のものが大半を占めていることから、耐用年数である 50 年を超えていない場合であっても、更に踏み込んで点検をしていく必要がある一方で、総延長 162.5km の下水道管を毎年定期的に点検することは予算・マンパワーの面からも難しいことから、今後、ストックマネジメント計画の変更を検討していく必要があると考えるがどうか。
下水道課長	腐食が進んでいる箇所については、マンホール点検と併せて、管路内部の調査を 10 年に 1 回から 5 年に 1 回程度に頻度を上げて実施しているが、今後は腐食の可能性のある箇所についても実施を検討していく。
木村委員	今回の埼玉県の場合は汚水による硫化水素の発生が原因とされているが、本県における硫化水素の発生状況調査の現状はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
下水道課長	硫化水素は、管の勾配が変化して飛沫が発生し、空気と混ざることによって発生することが多いため、そのような箇所については注視して点検している。
木村委員	現時点で硫化水素による事故等の危険性が高い箇所はないと判断しているのか。
下水道課長	管路内部の点検やマンホール点検において腐食の状況を確認しており、腐食が進んでいる箇所については、専門家の評価を踏まえて危険度を判定している。
楳津委員	今のうちから耐用年数を超えた時の対応を検討しておく必要があると考えるがどうか。
下水道課長	点検結果に基づき、腐食・破損の著しい箇所については、計画的に修繕していくことを考えている。なお、大規模な修繕又は管の更新が必要な箇所については計画を立てた上で検討していく。
楳津委員	多額の予算も必要になることから、どのような対応を取っていくか計画を定めた上で点検を強化してほしい。
伊藤(香)委員	先日、土砂災害警戒区域の指定に向けて、新たな土砂災害が発生する恐れのある箇所として7,161箇所が抽出されたが、これらの箇所は今後、特別警戒区域（通称：レッドゾーン。以下「レッド」という。）や警戒区域（通称：イエローゾーン。以下「イエロー」という。）に指定される可能性や更に箇所数が増える可能性はあるか。
砂防・災害対策課長	今回抽出した箇所は新たな土砂災害が発生する恐れのある箇所として、詳細地形図を用いて現時点で把握できているおおよその区域を示しており、今後、本格的な基礎調査によって詳細な範囲が明らかとなった時点で区域指定をしていく。 なお、基礎調査・区域指定の実施に当たっては、優先順位を付けた上で取り組んでいくこととしており、まずは仮設定した区域内に要配慮者利用施設や市町村が指定する避難所などが含まれる箇所の調査を実施し、その次に人家が含まれる箇所の調査を早急に進めていく。 それ以外の箇所については、開発の余地はあるものの人家等は含まれていないことから、その後の対応を予定している。 レッド・イエローともに今後、詳細地形図を用いて区域設定していくものであることから、範囲が変更となる可能性はあるものの、精度の高い情報である。
伊藤(香)委員	区域指定によって生じる市町村が策定しているハザードマップへの影響はどうか。また、区域指定されたことによって、民間事業者が土地を売買しにくくなるという話を聞いたことから、そのような影響が出た場合は県から支援等を行う必要があると考えるがどうか。
砂防・災害対策課長	県では昨年11～12月に市町村との意見交換を行い、ハザードマップの策定に併せて、今回抽出した新たな土砂災害が発生する恐れのある箇所を併記した上で地域住民に周知してほしい旨を各市町村に対して依頼しているほか、ハザードマップの更新に伴う市町村の財政負担を軽減するために交付金の活用を促している。 また、不動産関係事業者からは、事前に危険な箇所が分かったことで、将来的に

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(香) 委員	土砂災害警戒区域に本指定された場合の土地の売買に係る顧客とのトラブルを防ぐことができる等の前向きな意見をいただいている。 不動産の売買関係に当たっては着手後にハザードマップに追加されたことによって顧客からキャンセルされた等のトラブルがあると聞いているので、県には柔軟な対応をしてほしい。 また、地域住民による自主防災組織や避難訓練等が活発に行われており、家族単位で予め避難場所を決めておくなどの取組みも浸透してきていることから、一個人が情報を取得できるよう広報手段の工夫を検討してほしい。
榎津委員	今回抽出した新たな土砂災害が発生する恐れのある箇所の判定方法はどうか。
砂防・災害対策課長	急傾斜地の場合は斜面の高さが 5 m 以上、また勾配が 30 度以上の斜面を抽出している。また、土石流の場合は傾斜角度が 2 度以上かつ人家または開発可能な平坦地、周辺の谷から流れ出る可能性がある地形の溪流を抽出している。
榎津委員	県内 4 地域の内訳はどうか。
砂防・災害対策課長	全 7,161 箇所のうち村山地域が 2,834 箇所、最上地域が 1,338 箇所、置賜地域が 1,793 箇所、庄内地域が 1,196 箇所である。
榎津委員	優先順位が高い要配慮利用施設や人家が含まれる箇所等の箇所数はどうか。
砂防・災害対策課長	要配慮者利用施設が 110 箇所、指定避難所が 327 箇所、人家が含まれる箇所は 2,408 箇所である。
榎津委員	要配慮者利用施設等はイエローなどの安い土地に建築される例が多いことから早急に対応していく必要があり、危険性がある箇所には建築できないようにするなどの対応が必要と考えるがどうか。
砂防・災害対策課長	指定避難所や要配慮者利用施設については、最優先に調査を行い、法指定していくことが必要であることから、引き続き取組みを進めていく。
高橋(弓) 委員	常任委員会の現地調査で訪問した四国地方整備局ではドローンを活用した河川巡視ユースケースの実証事業に取り組んでいる。通信設備の整備等が必要であることから実装には時間が必要なものの、実装されれば車両によるパトロールと比較して大幅に時間が短縮できるほか、将来的には A I による異常の自動感知が可能になるなどのインフラ D X に向けて取り組んでいる。 本県で取り組んでいる建設 D X の実績・効果及び今後の課題はどうか。
建設技術・D X 推進主幹	県土整備部では令和 5 年 12 月に策定した建設 D X 推進戦略に基づき、年度ごとに I C T の導入件数の目標値を定めており、6 年度の目標値は発注件数の 20% としている。 6 年 12 月末時点における I C T の導入実績は、発注件数約 360 件に対して 160 件と全体発注の約 45% を占めている。5 年度における導入率の約 12% から大幅に

発 言 者	発 言 要 旨
	増加しているが、これは6年7月から部分的なICT活用も評価対象に加えたことも要因と考えている。 今後、ICT導入事業者の固定化が想定されることから、まだICT工事に着手していない事業者にも展開していく必要があると考えている。
高橋(弓)委員	人口減少に伴う人材不足から外国人労働者数は増加しており、厚生労働省の発表では昨年10月末時点で過去最多となる230万2,587人とされている。その中で特定技能人材は全国で20万人強、本県の外国人労働者数は6,661人と発表されているが、県内の建設業に従事している人数は把握しているか。
建設企画課長	県内6,661人のうち、建設業への従事者は711人であり、昨年から166人増加している。
高橋(弓)委員	どの業界でも人材不足が課題とされており、特に建設業は災害復旧やインフラの維持に当たって重要な役割を果たす業種であることから、人材不足の解消に向けて取り組んでいく必要があると考えるが県としての今後の方策はどうか。
建設企画課長	県としては、建設DXによる省人化の推進を第一とし、それでも不足する人材の確保に向けて、人数が少ない女性技術者や将来的には外国人材の活用需要の増加を見据えて取り組んでいく必要があると考えている。 県では、県内事業者に対して建設産業における外国人材活用セミナーを開催し、外国人材の活用制度や先進事例の紹介を行うことで、意識の醸成を図っている。また、外国人材は実習制度による雇用が大半であることから、今後は実習期間終了後も県内に定着してもらうためのインセンティブを検討していく必要があると考えている。
高橋(弓)委員	今般、企業局が販売しているペットボトル「おいしい山形の水」(以下「ペットボトル水」という。)のラベルデザインがリニューアルされたが、その狙いやコンセプトはどうか。
水道事業課長	企業局では脱炭素化に向けて昨年4月に工業用水道や用水供給事業の浄水場の使用電力の全てをCO₂フリー電力に切り替えたことから、それを契機にラベルデザインのリニューアルを行ったものであり、水ということが視覚的にわかるように企業局のロゴカラーを雫に見立てたシンプルなデザインとしつつ、雫が落ちて出来た波紋を譜面に見立て、それを県民の歌である最上川の一節として描いている。また、裏面には浄水場の使用電力のCO₂フリー化について説明文を記載している。
高橋(弓)委員	企業局のペットボトル水は県関係の施設や県立中央病院等で販売していると聞いているが、販売先の拡大に向けた計画はあるか。
水道事業課長	ペットボトル水の販売は、利益目的ではなく、水道用水供給事業のPRを目的に取り組んでいる。県関係の施設での販売以外では、県主催のイベントや会議等での提供のほか、災害時の備蓄用に確保しており、引き続き継続していく。
木村委員	本県における夏季と冬季の気象条件は非常に厳しいものであり、道路の破損等の

発 言 者	発 言 要 旨
道路保全課長	影響を懸念しているが、道路の舗装技術の向上に向けた検討状況はどうか。 積雪寒冷地では短期間で大きな気温変動や短期間で集中的に降雪があるといった雪の降り方が増えており、舗装のひび割れから浸透した水の凍結等による舗装の損傷が発生しやすくなっていることから、国土交通省では今後の対策の検討に向けた有識者会議を設置している。 気象庁が調査した全国の積雪寒冷地 22 箇所の気象データによると 1980 年度の降雪日数 100 日、1 日当たりの降雪量は 5.4cm に対して 2021 年度は降雪日数 49 日、1 日当たりの降雪量は 6.3cm となっている。 そういった状況を踏まえて、本県を含めた北海道や新潟などの道路管理者から地方の状況を国土交通省に伝えた上で有識者会議において検討を進めており、気温が 0 度前後を行き来するゼロクロッシングが増えてきていることから、その発生日数にも着目して舗装の損傷状況を把握していく。
木村委員	地下水を利用した消雪道路の場合、水が出なくなるなどのトラブルが発生するほか、環境への負担も大きいことから県では今後、地下水を利用した消雪道路は新設しないこととしているが、現在設置されている地下水利用の消雪道路または無散水消雪道路において地盤沈下の危険性は把握しているか。
道路保全課長	現在稼働している消雪施設において、地下水のくみ上げ等による地盤沈下の発生等の事例は把握していない。
木村委員	洪水浸水想定区域について、今年度中に予定している追加指定が遅れ、昨年 7 月の大雨によって氾濫した河川のうち、14 河川が指定されていないことがわかったとの新聞報道があったが、その状況はどうか。
流域治水推進室長	洪水浸水想定区域は水防法に基づき、迅速・的確な避難行動を促すために発生確率が千年に 1 回程度の降雨の際に浸水が想定される区域を河川ごとに指定するものであり、もともと主要河川のみが指定対象であったが、令和 3 年に水防法が改正され、県が管理する全ての河川が指定対象となっている。 県としてはハード対策で防ぎきれない大きな災害の際にリスク情報を提供することが重要と考えており、また本県の河川の数是全国で 10 番目に多いことから、国土交通省からは 7 年度末までの指定の方針が示されているものの、1 年程度の前倒しを目指して取り組んでいる。 村山管内は既に昨年 6 月に指定したが、最上・置賜・庄内管内については、昨年の豪雨災害の時点ではまだ指定されていない状況の中で、未指定の河川のうち 14 河川での氾濫が確認された。
木村委員	指定の遅れによって地域住民等に不利益が生じる可能性はあるか。
流域治水推進室長	指定におけるシミュレーション計算を行うために現地調査・確認を行う必要があるが、大雨の影響を受けて約 1 か月程度の作業の遅れが生じている。 区域図の作成や市町村への説明については年度内の完了を予定しているが、告示や公表に向けた手続きに一定期間必要であることから、指定時期は 5 月ごろの見通しと考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
	洪水浸水想定区域の指定は、浸水想定区域図のリスク情報を示して終わりではなく、避難に必要な情報を市町村がハザードマップに反映して住民に示されることで目的が達成されることから、市町村への情報提供が非常に重要である。このため、市町村に対しては今月から個別説明を開始し、市町村のハザードマップ策定作業に影響が出ないよう十分配慮して進めている。 リスク情報の提供が遅れると適切・迅速・的確な避難が行われなくなる恐れがあることから、県としては可能な限り早く市町村に情報提供を行って避難に役立ててほしいと考えている。
榎津委員	昨年7月の大雨に係る災害査定が終了し、発注の段階に進んでいると思うが、その発注件数及び今後の予定はどうか。
砂防・災害対策課長	被災道路・河川などの公共土木施設における災害復旧事業の実施のため、昨年9月9日から12月20日まで15週連続で災害査定を受検した結果、県工事は656箇所、約323億円と決定された。 災害復旧工事は、原則発災年を含めて3か年で予算措置されており、効率的に工事を実施するため、300件ほどの災害復旧工事の発注を計画している。 進捗状況として今年度内に100件程度の発注を予定しており、1月末時点で3割程度が発注済みであるため、概ね計画どおりに進んでいる。
森田委員	先日、常任委員会の現地調査で松山港に訪問した際に、松山港では酒田港におけるPRブースやコンテナハウス設置等の取組みに倣って国土交通省の予算を確保したとの説明があったが、酒田港におけるその取組みの詳細はどうか。
空港港湾課長	本県では、国土交通省が数年前に実施していたクルーズ船に関する補助金を活用し、受入態勢の整備に向けてコンテナハウスを購入し、通常時は受入用フェンス等をしまう倉庫として、クルーズ船来航時は岸壁側に移動させて観光案内施設として活用しており、コンテナハウスであるためエアコン等も設置されており、非常に好評を得ている。
森田委員	酒田本港では以前、漁船の大型化に伴い、県の判断で喫水の拡大に向けた浚渫や岸壁の補強を実施した一方で、今回実施する港湾計画の変更は地方港湾審議会で審議しているとのことだが、審議会における審議の内容はどうか。
空港港湾課長	以前実施した漁船の大型化に伴う浚渫等は掘削規模が小さかったため、港湾計画を変更せずに県の単独予算や市の負担金等で対応したものである。 港湾計画の変更は施設の整備方針を示すものであり、国の交付金や補助金を受けるためには必須のものであり、今回の酒田港の整備は事業規模が大きく交付金の活用を検討していることから、港湾計画の変更を行うものである。
森田委員	現在の港湾設備ではラグジュアリークラスのクルーズ船の受入れが難しいことから、水深、港湾内標示、岸壁及び係船柱等の整備が必要とのことだが、その事業規模はどうか。
空港港湾課長	本港地区においてクルーズ船が安全に航行するためには、航路の拡張のための浚

発 言 者	発 言 要 旨
	渚や、係船柱・防舷材等の船を岸壁につなぎとめるための施設を整備する必要があるほか、保安フェンスや駐車場等の整備を行う必要があり、現在の施設では小型のクルーズ船の入港ができない状況である。
森田委員	以前、国土交通省における「みなとオアシス」計画の一環で築山やトイレを整備したが、今後、ラグジュアリークラスのクルーズ船の寄港を想定すると、より大規模な上屋や築山、駐車場が必要と考えるがどうか。
空港港湾課長	岸壁の背後には港湾施設である東ふ頭緑地があるが、過去に整備をして幾年か経過していることから、今後、クルーズ船の入港を見据えた改良整備を計画している。
森田委員	地域住民は渋滞やごみの発生を懸念していることから、地域住民に満足してもらえる計画にしてほしい。
森田委員	クルーズ船の入港に向けた今後の計画の詳細はどうか。
空港港湾課長	多岐にわたる工種の実施が必要であり、国の交付金のメニューをうまく活用した上で、まずは事業着手を目指して取り組んでいく。具体的な事業完了時期は示せないが、酒田港港湾計画の目標年次である 2030 年代半ばまでには完了させたいと考えている。 本港地区におけるクルーズ船の受入れに当たっては、酒田市や市民、船会社からも強い要望があることから、早急な事業への着手・完了に向けて取り組んでいく。
森田委員	政府では 2025 年度に気候変動に対応した港湾耐震化のための税制優遇を全国的に実施すると発表していることから、今回の施設整備に当たっても税制優遇を活用できるよう取り組んでいくべきと考えるがどうか。
空港港湾課長	税制優遇の対象は民有護岸であり、今回整備する公共岸壁の場合は対象外であると認識している。 今後、国土交通省港湾局において、気候変動による海面上昇に対応するため、護岸や岸壁の整備を進めていくと聞いていることから、本県においてもその内容を踏まえた整備に取り組んでいくことになる。
森田委員	物価や燃料費の高騰に伴う除雪業者のコスト負担の増加に対する今後の対応はどうか。
道路保全課長	県発注の工事では契約約款において、燃料費を含む主要な材料の価格の変動により一定以上の受注金額の変動があった場合は委託費を変更できる単品スライドという制度があることから、今後、事業者から申し出があった際は適切に対応していく。
森田委員	除雪オペレーターの人材不足は深刻であり、これまで農業協同組合からの人材派遣や運転免許の取得費用に対する補助事業などを実施してきたものの、未だに高齢化に伴う人材不足の状況が続いているが、人材不足解消に向けた今後の対応はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
道路保全課長	除雪オペレーターには一般車両が通行している中でマンホール蓋やガードレールなどに配慮しながら除雪作業を行う高度な技術が必要と認識している。県では令和2年度から、そういった高度な技術が必要な除雪オペレーターの育成支援として、大型特殊免許等の取得費用等に対する補助を実施している。 その結果、40代以下のオペレーター数が事業開始前の576人から5年度には607人に増加しており、着実に事業の成果は現れているものと考えている。 また、現在二人体制で実施している除雪作業を一人体制に移行することも有効な手段の一つと考えているものの、作業中の安全確保、交代要員の確保などの様々な課題があり、性急な移行は難しいことから、DX技術を除雪作業の補助に活用できないかという視点で情報収集等を進めている。引き続き建設業界の意見を聴きながら、除雪体制の在り方を検討していく。
森田委員	昨年7月の大雨を受けて戸沢村と鮭川村に建設した応急仮設住宅の仕様の詳細はどうか。
営繕室長	応急仮設住宅は、一般社団法人全国木造建設事業協会から地元木材を可能な限り調達し、地元職人で構成されている一般社団法人山形県優良住宅協会と山形県建設労働組合連合会の会員が対応しており、事業全体の98.8%が地元業者によるものであり、8月20日から建設に着手、10月8日に完成し、10月上旬から入居を開始している。 今回の建設場所は積雪が多い場所であることから、通常よりも屋根の勾配を大きくし、通路や入口周辺に屋根を設置したほか、断熱等の対策を行った。なお、これらの整備に当たっては法律の制限があることから、特別基準を適用できるよう国と協議をした上で進めている。 また、面積については、災害救助法の基準に基づき建設している。
森田委員	被災者への応急仮設住宅の無料供用期間は2年間とされているものの、被災者の方々は大変な思いをしている中で期間内に住居の準備まで対応することは難しいと考えるが、無料供用期間を過ぎた場合の対応はどうか。
営繕室長	災害救助法によって原則2年間とされているが、国に対して協議を行い、認められれば延長することができる。また、熊本県では市町村営住宅に移管して利用している例もあることから、今後、市町村や住民の意向によってはそれらの対応を検討する可能性がある。